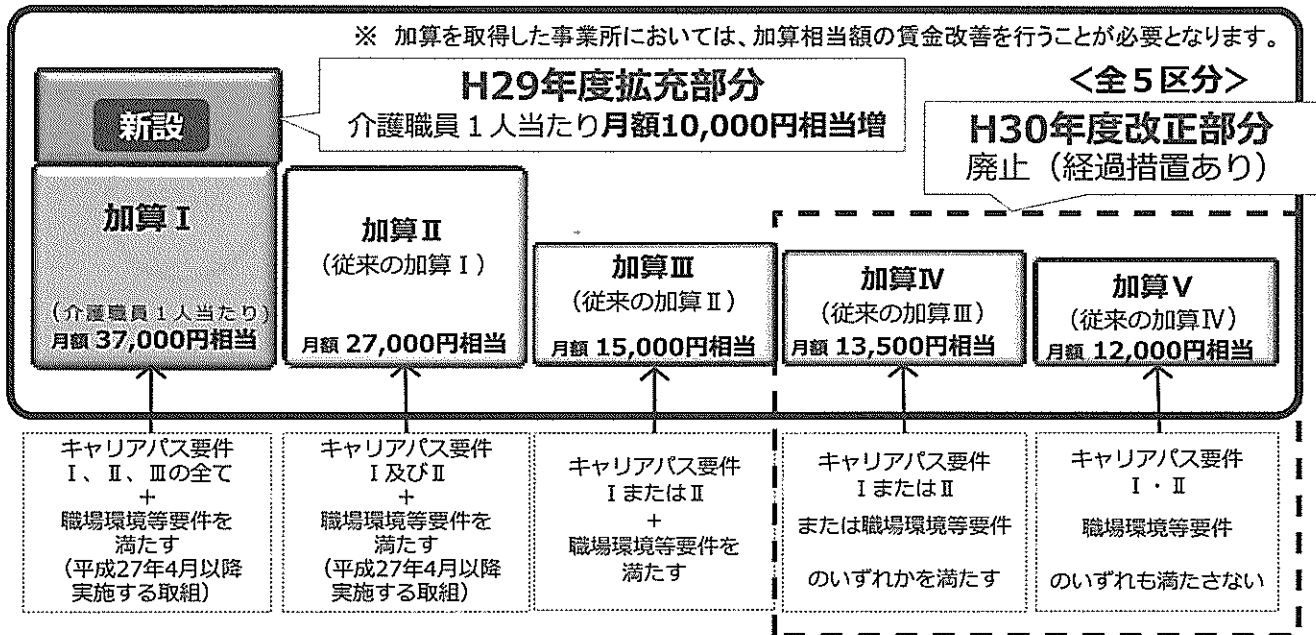


「介護職員処遇改善加算」のご案内

介護の現場で働く介護職員の方の処遇改善を図るため、「介護職員処遇改善加算」の活用をお願いします。

【制度改正の概要】



Q1. 「キャリアパス要件」「職場環境等要件」とは？

A1. 介護職員処遇改善加算の申請のために必要な要件は以下のとおりです。
申請できる加算は、どの要件を満たしているかによって異なります。

▶ **キャリアパス要件：Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3種類の要件があります。**

- Ⅰ…職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること
- Ⅱ…資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること
- Ⅲ…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること。(H29年度新設)

キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みの例

- 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み
- 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組み
- 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み

▶ **職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善（職場環境の改善など）の取組を実施すること。**

※ 介護職員処遇改善加算を取得するにあたっては、賃金改善等の処遇改善の内容等について、雇用する全ての介護職員へ周知することが必要です。



Q2. 「介護職員処遇改善加算」の目的は？

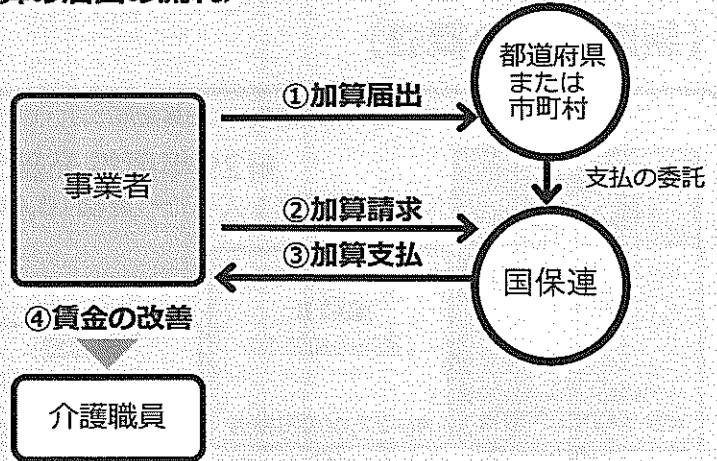
A2. 介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算です。

▶加算を取得した事業者は、介護職員の研修機会の確保や雇用管理の改善などとともに、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する必要があります。

▶事業者は都道府県などに加算の届出をした上で、加算請求は国保連に行う必要があります。

支払の委託を受けた国保連は事業者に加算（報酬）を支払い、事業者は介護職員の賃金改善を行います。

＜加算の届出の流れ＞

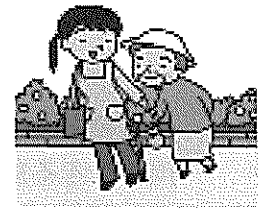


兵庫県では「介護職員処遇改善加算の手引き」を作成しました。

加算制度が拡充され、より上位の加算区分の取得を促進するため、兵庫県では「介護職員処遇改善加算の手引き(H30.3月)」を作成しました。

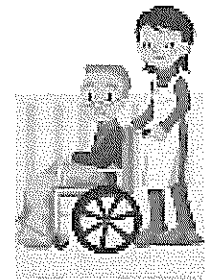
兵庫県HP (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>)より、ダウンロードできますのでご活用ください。

ホーム > 暮らし・教育 > 健康・福祉 > 介護保険・サービス
> 処遇改善加算について（介護保険関係）
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/syoguukasan.html>



＜主な内容＞

- ◆ 処遇改善加算の制度の変遷
- ◆ 加算取得に際して事業所・施設で行うべきこと
 - ・ キャリアパス要件の満たし方（求められる内容、キーワード等）
 - ・ 職場環境等要件の満たし方 ・ 賃金改善期間の考え方
 - ・ 賃金改善の対象職員 ・ 賃金水準の考え方、イメージ
 - ・ 賃金改善の方法 ・ 利用者への同意確認 ・ 給与規定等の明文化
 - ・ 職員への周知 ・ 書式サンプル
- ◆ 計画書の作成・提出
- ◆ 実績報告書の作成・提出
- ◆ 関係通知・資料集



加算の算定要件の確認と申請には、介護職員処遇改善計画書と就業規則・給与規程などの必要書類を、都道府県知事などへ届け出る必要があります。

詳しくは、指定権者である自治体の介護保険担当部署にお問い合わせください。